



| | |
|--------------|---|
| Title | オーストラリアでの胚研究をめぐる立法作業の経過 : 「生命倫理」と全国基準設定の葛藤 |
| Author(s) | 井上, 悠輔 |
| Citation | 医療・生命と倫理・社会. 2006, 5(1-2), p. 92-111 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/4292 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

オーストラリアでの胚研究をめぐる立法作業の経過

「生命倫理」と全国基準設定の葛藤

井上悠輔

(科学技術文明研究所研究員、公衆衛生学・現代科学論)

・序

ES 細胞 (Embryonic Stem Cell: 胚性幹細胞) への関心の高まりを受け、胚の研究利用をめぐる議論が再開された。具体的には、生殖補助医療で不要とされた胚以外に、特に研究に利用するために人の胚を作成することの是非が問題となっている。胚が一人の個人になりえる存在であること、作成に必要な生殖細胞の入手経路や提供、利用目的の問題など多くの論点が噴出した末、内閣府・総合科学技術会議 (生命倫理専門調査会) での検討が有耶無耶のうちに終わっていたところであった。

この点をめぐっては、欧米や最近その研究の動向について注目を浴びることの多い北東アジアのみならず、大洋州でも議論が展開されている。日本は倫理指針を作成して京都大学で初めて ES 細胞株の樹立に成功するまでは、アメリカやスウェーデンと並んでオーストラリア (ヴィクトリア州) から ES 細胞を入手してきた。ただし、オーストラリアでは従来、胚の問題は各州独自の制度運用に委ねられ、研究目的での胚利用についても国内で意見を集約できておらず、むしろ多くの州では 2002 年の新法制定まで胚の損壊が禁止されていたり、規制がなかったりする状態にあった。ヴィクトリア州が日本に対して輸出できるような ES 細胞株を樹立できたのは、ヴィクトリア州の各研究機関が ES 細胞の作成に必要な胚をさらに国外のシンガポールから入手していたからである。

オーストラリアで 2002 年に成立した連邦法である人クローニング禁止法および胚研究法は、「生殖補助技術 (Assisted Reproductive Technology。以下、ART) で作成された胚の利用に関する行為を規制することで、生殖と胚の利用に関して、科学の進歩への、倫理的見地を含めた懸念に対応すること」を共通の目的とし (共に第 3 条) 人クローニング禁止法では胚、特にクローン胚 (ここでは受精の段階を経ることなく体細胞核移植によって擬似的な胚を形成すること) の作成を禁止すること、胚研究法では ART で不要とされた胚の研究利用に関するライセンス制度とその管理の権限を各州から連邦政府へ委託することが主な規定の内容である。本稿ではオーストラリア全土に亘って胚の損壊¹を合法化し、従来の州ごとの取り組みに大きな変化をもたらしたこれらの法律の策定過程を、特に国内での基準の統一という点から紹介することにしたい (次の図は各国の胚研究の規制方針の分布と、本稿で述べる 2002 年の立法によるオーストラリアの位置づけの変化を示したものである)。

| | 相対的に緩やか | 胚研究の規制 | 相対的に厳格 |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 研究目的での胚作成を禁止していない国 | 余剰と判断された胚の毀損のみ容認 | 胚の損壊を禁止、胚性物質の輸入は容認。 | 胚の損壊、ES 細胞の抽出を禁止 |
| ベルギー、イギリス、デンマーク | ギリシャ、スペイン、フィンランド、フランス、オランダ、スウェーデン | ドイツ、イタリア | オーストリア、アイルランド、リトアニア、ポーランド |
| | オーストラリア ← 2002 年以降 | オーストラリア ~ 2002 年（各州） | |

(2004 年時点)

(付記：なお、オーストラリアでの「**人クローニング**」(**human cloning**) は、目的にかかわらず体細胞核移植による人のクローン胚作成(「クローニング」)全体を指す。そこには生殖目的でのクローン胚作成(「cloning for reproductive cloning」、いわゆる「人クローン」「クローン人間」)も、研究や治療に利用するためのクローン胚(「cloning for research and therapeutic applications」)も両方含まれる。これは 2002 年の立法作業の時点では、それらが一個人の複製に至るか否かよりも、人に成長しうるクローン胚の作成(クローニング)自体の防止に関心があったためである。日本ではクローン個体の産生が目だって報じられてきたため「人クローニング=人クローン産生」とされる嫌いがあるが、本文では「人クローニング」は「人のクローン胚の作成」一般をさすこととし、生殖目的に限ったクローン胚作成は「生殖目的での人クローニング」あるいは「クローン人間」などと区別して表記することとした。)

オーストラリアは世界的に見ても胚研究が盛んな国であり、特に体外受精技術の創始期からイギリスなどと激しい競争を演じてきた。とりわけモナシュ大学を擁するヴィクトリア州では胚研究をはじめとした生命科学・生物医学の領域は最先端を走っている。隣国のニュージーランドと共に他の先進国から遠く離れ、自国発巨大企業による民間研究開発費も期待できない中、国家の研究開発資源を大学・国家研究機関などに計画的に配分する必要があった。基礎医学・生物学がその中核を占めているのも、畜産や農林業に限らず、医療を含めた衣食住の基盤を曲がりなりにも自前で整備し、多様な自然風土、広い国土の圧倒的な自然と対峙する上で、これらが重要な研究分野であったからに他ならない。これまでのオーストラリアのノーベル受賞者(約 10 名)の過半をこの医学生理学賞が占めており、最近でもオーストラリアの基礎医学者の 2 氏に対して 2005 年のノーベル医学生理学賞が授与されたことは記憶に新しい。

一方でこれら先端的な医学生物学が惹起する倫理問題への制度的対応についても 1970 年代頃からの議論の経過がある。先述のヴィクトリア州では、法学者 L. Waller を長とする委員会による数年の検討を経て、胚研究と体外受精を体系的に検討し管理する目的での「不妊法」(ヴィクトリア州、1984)通過した。この法は実質的に効力を有するまで更に 2 年を費やしたが、この法律によって胚を毀損する研究は原則として禁止され、常設の審査委員会としてヴィクトリア審査助言専門委員会が設置され、州内で実施される胚を利用する研究はすべてこの委員会の審査を受けることが罰則つきで規定されている。胚を管理す

る中央組織の設置とその立法化は当時、世界でも初めての試みであり、イギリスで該当する法が成立する約6年前である（イギリスは「人間の受精および胚研究法」、1990年）。

もともと、オーストラリアは小さな法域（最大のニューサウスウェールズ州で人口6百数十万、ヴィクトリア州で5百万余）の集まりであり、生命倫理においても数々の実験的とも言えるような立法がなされてきた。各州・準州は保健・医療の領域で新たに浮上する問題について積極的に対応してきたが、それはむしろ各州や準州の機能にとって所与の権限という意識があったからとも言える。オーストラリア憲法はこれらの法域を束ねて連邦を形成することに重きが置かれており、また憲法上の人権条項が明確に整備されていない²など、連邦政府が生命倫理の規制を主導することは控えられてきた。しかし、このような各法域の立法面での「個性」は、近年激化する州間での投資誘致競争³とも絡んで、たとえば研究条件の格差を惹起するなど⁴、連邦政府が限られた資源を特定の科学研究に投資しその成果を産業化するにあたって障害となる可能性が出てきた。

また、各法域での基準の違いは、一つの法域のみの問題でないことが明らかになってきたことも重要である。たとえば、世界で初めて積極的安楽死を肯定した同国の北部準州（ノーザン・テリトリー）の「末期患者の権利法」（1995）について、他州の人間が州境を越えてその積極的措置を受けた事例が報告され、国内外で大きな反響を呼んだ。同じ国の中で州ごとに異なる規制が乱立しておれば、たとえば場所を適宜移して規制を逃れることも可能であり、結局は法の意味が矮小化されてしまう。特に、生命科学・医学研究における試料、情報の移動の管理にはこの影響は深刻である。

オーストラリア連邦政府は、これまで州に任せていた医学・生命科学の規制といった領域についても、州法間の調和に向けて取り組むようになった。しかし、このような連邦の権限は憲法では想定されていないため、各州政府の反発も大きい。2002年の胚研究・人クローニングの連邦議会による立法化の背景には終始この問題がつきまとった。

II. 議論の経過

1. 州法体制とNHMRCによる限定管理

オーストラリアでの医学研究の倫理に関する基準の整備は、各州の州法のほか、連邦政府の医学研究管理組織内に設置された法定組織である国家保健医療倫理委員会（Australian Health Ethics Committee。以下、AHEC）による研究倫理指針や勧告、調査にもとづいている⁵。

従来、ヴィクトリア、ウェスタンオーストラリア、サウスオーストラリアの三つの州がそれぞれの州法にもとづき生殖目的での人クローニングを禁止してきた。胚研究についても、体外受精など生殖補助技術と密接に関係することから、各州の生殖関連法規のもとに管理されてきた。これらの法はクローン羊・ドリーが誕生する以前に通過したものであるため、体細胞核移植の現実性を考慮したものとは言えず、また州間での定義や禁止対象とする胚研究の範囲も一貫していなかった。

さらにこれらの問題についての法を持たない州や準州では、全国的な医学保健研究の公的管理組織である全豪保健医学研究カOUNシル（National Health and Medical Research Council。以下、NHMRC）の関連するガイドラインに従うことが求められ、治療を目的と

した研究以外での胚の破壊は施設内倫理委員会で認めないよう求められてきた。しかし、これらのガイドラインには法的な拘束力はなく、連邦の研究予算以外の領域では、各研究機関および研究者の自主的な対応に依存していた。クィーンズランド州では独自に州の倫理コードを採用したが、これも法的効果を持たないため、先の州・準州と同じく胚研究やクローニング技術に関して施行されている法がない状態に変わりはなかった。

NHMRC は、各州に対して胚研究および人クローニングを規制する州法の制定を訴えてきたが、バイオテクノロジー産業の育成に力を注ぐクィーンズランド州では治療目的クローニングを容認する法案が州議会に提出されるなど、NHMRC が各州に望む方向とは逆に「一人勝ち」を狙った立法の危険性が指摘されるようになり、また国内に基準が乱立する徴候もでてきた。こうして舞台は各州法による管理から、連邦政府および各州政府間の立法交渉に移った。

2. 連邦および各政府間での動き

連邦政府は、1980 年代に一度、胚の管理に関する全国の立法協調に失敗している。ヴィクトリア州の不妊法によって胚研究の管理機関が設置された翌年の 1985 年、すでに連邦議会に法案が提出されていた（「胚実験研究法案 1985」）。この法案に関する上院専門委員会での報告書は「胚は受精という過程を経ているが故に尊重され、破壊を伴う治療目的でない実験研究からの保護が必要である」と結論付け、「いわゆる『余剰』胚と研究目的で作成された胚との明確な違いをもとめるのは倫理的に健全とは言えない」とし、「望むらくは州や準州と共同して、治療目的以外での胚の実験研究を禁止し、ライセンス制を導入する原則を広く全国に普及させるべき」、「すべての胚研究を対象に特定の組織で管理をする構想を採用することが胚の尊重という観点から適格」と勧告した。1985 年の家族法評議会による報告書でも国家組織の設置が勧告されていた。

この 1985 年の議論が奇しくも、2002 年の胚性幹細胞に関する議論の試演となったが、研究者の多くはこの上院委員会の報告書を「医学研究を理解しないもの」として激しく非難したほか、議員の関心や州の立法権の問題などにおいても克服すべき多くの困難を抱えていた。

結局、この「胚実験研究法案 1985」は連邦議会を通過しなかった。上院専門委員会はこの法案に関する報告書の中で、上記のようにライセンス機関による研究の統制を強く訴えたが、結果は NBCC (National Bioethics Consultant Committee)⁶ という権限の弱い組織が保健相のもとに設置されただけであった（1990 年に活動休止、先述の国家保健医療倫理委員会 (AHEC) 構想に吸収された）。

1997 年のスコットランドでのドリーの誕生、翌 1998 年のウィスコンシンでの胚性幹細胞の単離成功は、オーストラリアでもクローニングおよび胚性幹細胞の研究利用を、再び現実的な検討議題へと押し上げた。それまでにも、オーストラリアでは胚性物質を利用した研究が大きな関心の的となっており、それまでの生殖補助医療の文脈での胚の管理では到底対応できないものとなっていた。たとえば、ヴィクトリア州では胚の破壊自体が州法で禁止されていたが、胚を破壊して取り出した胚性物質の利用は禁止の対象外とする解釈から、シンガポールで抽出した胚性物質を利用して、ヴィクトリア州で ES 細胞株を樹立するという、「オーストラリアとアジアの科学者間で最も成功した共同作業の一つ」

7 と揶揄される体系が存在していた。日本に輸出されていた ES 細胞は、こうして作成されたものの一部である。

連邦保健相は、1998 年に国家保健医療倫理委員会 (AHEC) に対して、胚を利用したクローニングに関する調査研究を依頼し、翌年の 1999 年、M. Wooldridge 連邦保健相は AHEC より提出された報告書『クローン人間 (Cloning of Human Beings) に関する社会的、倫理的および規則面での検討』(1998) に提示された州間での規制格差の問題について、立法による対応について更なる調査を下院の法規・憲法問題委員会に依頼した。

2000 年 6 月、連邦および各州、準州の保健当局よりなる会議で、胚の利用の規制に関する立法作業の協調が合意された⁸。生殖補助技術 (ART) に関する法的管理の権限は州のもとにあったが、各州が協調して、生殖目的のクローニングの禁止に関して一貫して取り組むことに一致したのである。ただ、治療目的クローニングについては先の下院報告書の結果待ちであるとして判断を留保した。

翌年の 2001 年 6 月、オーストラリア政府間評議会 (Council of Australian Governments, 以下、COAG) において、各政府 (連邦、州) の首脳 (連邦首相、州首相) 間で、人クローニングを含めた生殖補助医療の規制についての討論がなされた。これまでの議論を省みて、この種の問題を検討する際には連邦のみの作業では不十分であり、各州との意思疎通が欠かせないとの判断であり、実際にはこの COAG での議論がその後の法案をめぐる議論の基礎となる。ここで COAG とは、オーストラリアの 3 層の政府 (連邦政府、州・準州政府、地方政府) の首相および代表によって構成される会議であり 1992 年よりはじまった。当初は経済分野での財政問題担当大臣クラスでの会議が、後に各政府間の幅広い問題に拡大され、最近では口蹄疫、テロ対策などの議論も行われている。議長は連邦首相がつとめる。

しかし COAG のように、憲法上明確な位置づけがなされていない場で連邦および各州間に関する重要な問題がトップダウン式に決定されることについての危機感は、小川 (1994) が「議会ではなく、行政府が新しい法律の制定につき決定し、全国的な協調行動に効果を与える為に、必ず通過させなければならない法律案を議会に提出して審議する」、「人民によって選出された代表を犠牲にして、官僚と政府の大臣達の権力を大いに高めることになる」と表現した全国法律制定作業の協調に向けた動きとも通ずるところが多く⁹、医学・生命科学研究の規制に関する立法に限らず、多くの問題をはらんでいた。

この 2001 年の COAG で、人クローニングに関する全国で一貫した立法規定を達成することが、その後の目標として掲げられた。また、生殖補助技術および関連する人を対象とする先端技術についても協調して作業していくことでも一致した。

2001 年 8 月、下院の法規・憲法問題委員会が、1999 年より続いた調査についての報告書『人クローニング：人クローニングの科学的、倫理的、規則面での諸問題』を提出した。この報告書では、生殖補助医療で不要と判断された「余剰胚」の利用は認められるべきで、人クローニングに関しては「生殖目的クローニング」の禁止と、「治療目的クローニング」についての 3 年間のモラトリアム¹⁰ 設定が勧告されていた。また、胚性幹細胞の分離、作成、利用に関する研究についてのライセンスを交付する「国家ライセンス機関の設置」が勧告された。

委員会の少数のメンバーが胚を損壊する一切の研究に反対し、「場所の国内外を問わず

胚より分離した胚性幹細胞を継続的に利用すること」について懸念を表明した。この少数派には、この委員会委員長の K. Andrews 氏が含まれている。氏は北部準州が安楽死を許容する法を通過させた際に、これを無効にする連邦法の策定に奔走した人物としても国内で知られている。後に胚の研究利用への反対派を懐柔するために、胚研究に強硬に反対してきたこの Andrews 氏（当時、高齢化担当大臣）が胚およびクローニングに関する問題もあわせて管轄することになる（‘ political compromise ’ による人事措置と揶揄された）。この所以から、オーストラリアでは現在も高齢化担当大臣が胚問題を担当している。

その他、この報告書では、民間企業の規制が課題として挙げられていた。オーストラリアは従来、民間企業による研究投資が OECD に加盟する各国の中でも少なく、大部分の研究は大学機関および政府系機関で実施されてきた。生物医学領域でのベンチャー企業の活動は相対的に低く推移してきたが、NHMRC をはじめ各政府によるバイオテクノロジー領域への資金投入と産業化の促進が最近本格的に始動しており、この状況が変化することも考えられる。下院委員会の報告書でもこれらが遅かれ早かれ規制の面から問題になることが指摘され、政府系のみならず民間領域も含めた包括的管理が勧告された。ここでの連邦法による政府系および民間領域をあわせた管理構想や、生殖目的クローニングの禁止、そしてオーストラリアの一部の州で禁止されていた余剰胚の利用を認める方針などは、その後の胚研究法、人クローニング禁止法の骨格となった。

しかし、このうち余剰胚の利用についての Howard 政権の姿勢は、与党内のカトリック系を中心とする議員による胚利用への反発と、「胚の利用を極度に規制するようであれば協調構想から離脱する」と迫る各州政府の動きの間で二転三転する¹⁰。胚の利用については内閣、与野党問わず意見が分かれ、野党のリーダーである S. Crean 労働党首が投票での党議拘束を外すことを決定したことに続き、内閣閣僚を含めた全議員について党議拘束を外して採決されることになる。

3. 2002 年 4 月の COAG 合意

2002 年 4 月、Howard 連邦政府首相は、閣内会議や各領域の代表者達による意見聴取の期間を経て、全国協調の立法構想を正式に表明した。そこでは生殖、治療目的を問わず人クローニングをすべて禁止すること、生殖補助技術（ART）で不要と判断された胚を研究目的で利用することを連邦政府の関与のもと認めること、当面は既存の胚のみで対応すること、などについて国内での枠組みの統一をはかることを提案するものであった。また、この規制をより包括的な枠組みにするためにも、連邦議会による立法のみならず、各州・準州でも対応した立法をするよう求めた。また、その採決の際には党議拘束を外すことも明記された¹¹。

人クローニングの一律禁止については、生殖目的クローニングのみならず治療目的のクローニングについても禁止を求める声が、特に宗教関係者（国民の 2~3 割がカトリック教徒）の間で強かったこともあるが、研究者の中でも、いまだ揺籃期のこの領域自体についての評価はそれほど高くなく、大きな反発を受ける可能性が少なかったと言える。

胚研究を全面禁止することは今後の ES 細胞の研究にも大きな影響を与えることが想定できる以上、研究目的での胚の作成の禁止との間での何らかの妥協をもとにして立法化の議論が進められていたと見ることができる。ここでの余剰胚の利用を「既存の胚のみ」と

することは、胚研究法での過渡的条項における「当面の余剰胚の利用は2002年4月5日以前の胚に限定する」とする要件のもとになっている。ただ、生殖補助医療で余剰とされたとはいえ、胚を利用することについては与党のみならず、閣内でも意見が分かれた。

記者会見の翌日の4月5日、COAGが開催され、前回の11月での会議にもとづく保健相報告書で提示された「従来のガイドラインによる管理を維持」「特定行為について禁止する立法」の二つの選択肢について最終的な検討¹²を行った結果、全国で一貫した法規制をもうけることについて合意に達したことが表明された。そこではまた、提供者による「包括同意 (general consent)」の申し出を認めること、「既存の胚」に関する要件はサンセット条項とすることなどについても合意がなされ、今後連邦法の制定と共に、各州および準州はこの法案に対応する法を作成する作業に着手することになった¹³。人クローニング禁止法案や胚研究法案での主要原則は、この時点でほぼ固まっていたと見てよい。ただ、報告書や法の運用に関する調査に関するCOAGの権限を法に盛り込むことは、議会の反発を受けて後に削減される。

III. 法案をめぐる議論

1. コンサルテーション

4月のCOAGに続き、連邦政府は法案作成に当たって、生殖補助技術 (ART) に携わる人々や医学研究者、消費者問題に関係する人々、倫理や法学の専門家を対象に関するコンサルテーションを実施した。また、国および各州の代表から編成されたチームが組織され、ここでの3ヶ月ほどの立案過程を経て、6月に「胚研究および人クローニングの禁止に関する法案、2002」として連邦議会に上程された。

法案作成にあたり、難渋したのが立法の根拠である。連邦法は憲法の規定により州法に優越するが、一方で連邦は緊急の事態や限定された分野での立法権のほかは各州に広く立法権を認めており、先述のとおり、これまで胚の研究利用への対応も各州に任されてきた。そして、2002年4月のCOAGでの連邦政府と州政府との協議の結果、連邦全体での一貫した立法構想についての合意のもと、COAGが連邦法にもりこむ原則を定め、賛同した各州がこれに対応する州法を制定することで、この立法構想を実現する途を選んだ。そのため、胚研究、人クローニングに関する法案では、立法の根拠として「貿易・通商」「統計の収集」「対外問題」など、一見、胚研究とは縁遠い根拠説明が述べられているが、これは従来の立法概念において連邦が有すると解釈されてきた権限のうち、クローンや胚の管理と少しでも関係のありそうなものを引っ張ってきたためであり、各州法がこの連邦法に対応する法律を制定して補完することを前提としている。COAG合意のもとで、各州政府からの合意が取り付けられていることがこの連邦法の実質的な根拠であるが、すでに首脳間で合意されて予定された立法を、連邦議会にかけて議論することは、議会の軽視ともとられかねない。ここに連邦制のジレンマがある。

各州は、この胚研究法にもとづいて関連する権限を連邦へ委託する。こうして、従来連邦にはなかった胚研究に関する審査の権限、モニタリングを主導する権限などが連邦機関 (具体的にはNHMRC) に委託されることになる。一方で、ライセンス委員会のメンバー構成、委員長の任命、査察官の任命、規則の制定などの規定にもとづいて、各州政府の権

限にも配慮したものとなっている。

また、利用対象となる胚には制約が設けられ、生殖補助医療において余剰と判断された胚であるほか、COAGでの合意の期日である2002年の4月5日より前の胚のみを利用することとする条件がついた。しかし、この制限はサンセット条項となっており、2005年の4月5日、あるいは事前のCOAGで決定した期日に自然消滅する。

この法案が議会にはかれる一方で、2002年5月にはHoward首相が、政府が重点的に投資するバイオテクノロジー研究のCOE (Center Of Excellence) としてヴィクトリア州の幹細胞・組織研究センター (Centre for Stem Cells and Tissue Research) の設置を決定し、4年間で4億3500万ドルを投資すると発表したことは、二重基準として大きな反発を受けた。

2. 議会での論点

| | | | |
|-------------|---|---|----|
| 2002年 6月 | 「胚研究および人クローニングの禁止に関する法案」(2002) ・・・一読、二読(同日)。 | | 下院 |
| 8月 | ・「同上」・・・議論開始(6日間)。 ・二つの法案に分ける提案が受け入れられる。 (以後、「人クローニング禁止法案」、「胚研究法案」として個別に審議) | | |
| | 「人クローニング禁止法案」(2002) | 「胚研究法案」(2002) | |
| | 二読および三読を経て下院を通過(同日)。 | | |
| 9月 | - | 二読入りが支持され(103対36)、 議論が開始(2日間)。 三読を経て通過(同日)。 | |
| | 一読、二読(同日)。 | - | |
| 10月 | - | 一読、二読(同日)。 | 上院 |
| 11月 | 三読を経て通過(同日)。 | (二読)議論開始(4日間)。 | |
| 12月 | | (二読)議論継続(3日間)。 三読を経て通過(同日)。 | |

法案(「胚研究および人クローニングの禁止に関する法案」)は、下院での採決の結果、「人クローニングの禁止法案」「胚研究法案」として別々に審議されることになる。しかし、これは人クローニングの(生殖目的、治療・研究目的の両方を含めて)禁止について両院を通じて圧倒的な支持があったのに対して、胚研究の規制については意見が分かれていたことから、便宜上分けられたのであり、たとえば査察の実施は共通の枠組みで行うなど等、実質的には二つで一組の法律である。

人クローニング禁止法案は下院を通過し、後に上院も全会一致で通過した。オーストラリアの科学者には胚性幹細胞の利用に関する人クローニングの必要性、現実性について否

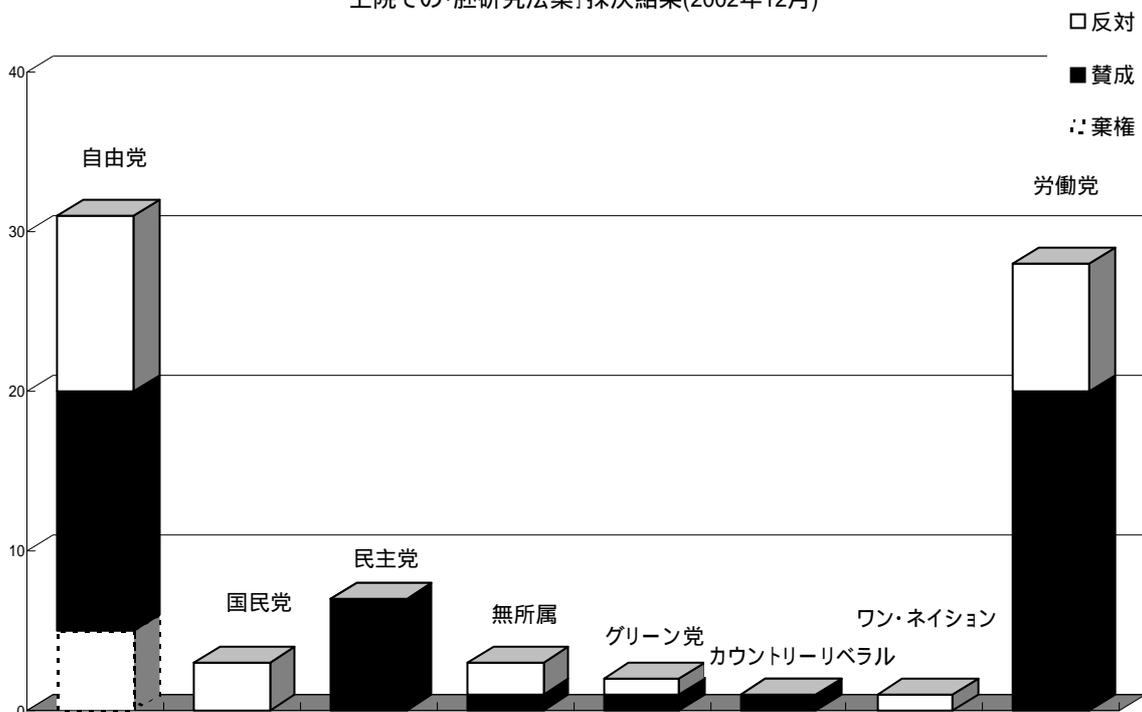
定的な見解が多かったこともある。

一方の胚研究法案は、下院を 99 対 33 で通過した後、上院の法規委員会での検討に付され、その後の長い議論を経る。議員から指摘された修正点は 60 箇所近くに及んだが、それらはいずれも胚の利用について「厳格な規制体制」を求めるものであった。しかし、上院の大多数と首相の明確な指示のもとで K. Patterson 保健相らは、本質的な改正を拒否し、これらを却下し、COAG での議論に忠実に法案を押し通した¹⁴。

法案の審議の過程で却下された改正案には下記のものがある。この他、緑の党（グリーン党）は国家幹細胞バンクの設置を求め、それまで胚研究についてのライセンス交付を凍結するよう要求したが、前者のみ受け入れられた。

- ・ 胚研究を禁止している州法を各州議会が改正しない限り維持させること。
- ・ 対象となる胚の要件（上述の 2002 年 4 月 5 日の期限）の撤回に関する、議会によらない COAG 決定権を認めないこと。
- ・ 胚や胚性幹細胞が検査や製品化に利用された場合、その薬品や化粧品にラベルを貼ること。
- ・ 研究に従事する作業員や学生による自己の信条にもとづく行動を保護するための改正条項。
- ・ 性差のみを根拠にして研究に利用できるか余剰であるかを選択することを禁止する規定。
- ・ ライセンス委員会によって承認されたが、「産業上の秘密」の理由から秘密にされている、倫理的に問題のある研究について適切な機関に情報を開示する内部告発者の保護。
- ・ ライセンス申請への公共の利益に関する説明要求を認めること。

上院での「胚研究法案」採決結果(2002年12月)



上図は胚研究法案に関する最終の決議の結果である。党議拘束が外されたこともあるが、

与党の第一党であり政権を支える自由党、野党の労働党ともに多くの反対者を出しているところに、この種の議論がオーストラリアでの従来の政党の枠組みを越えるものであったことが伺える。特にカトリック系の支持母体を持つ自由党に多くの棄権者を出している点は印象的である。COAGでの管理体制の実現の達成についての最低限の原則はこうして連邦法で設定された。各州・準州はこれらを踏まえた上で、対応する州法を策定することになる。COAGでの統一した立法構想が結果的にどのようなものになるかは、これらの州法が連邦法の規定以外に関して、さらにどのような規定を設けるかによって変わってくるかもしれない。議論の舞台は、再び各州・準州での対応法の制定に移った。

| | Vic | WA | NSW | Qld | SA | Tas |
|-------|--|-----------------|----------------------------|-------------------------|-----------------|-----|
| 連邦法 | (存在せず) | | | | | |
| 州法 | 不妊治療法 (1995) | 生殖技術法 (1991) | 生殖および異種間受精に関する法案 (2001) | 人クローニングに関する法案 (2001) | 生殖技術法 (1988) | |
| NHMRC | Ethical Guidelines on Assisted Reproductive Technology (1996) The National Statement on Ethical Conduct in Research Involving Humans (1999) | | | | | |



2002年の新法に関する議論

| | Vic | WA | NSW | Qld | SA | Tas |
|--------|---|-------|-------|-----------------------------|--|-------|
| 連邦法 | 胚研究法・人クローニング禁止法(2002) | | | | | |
| 各州の対応法 | 保健立法(胚研究および人クローニング禁止)法案 (2003) | 法案策定中 | 法案策定中 | 胚研究および人クローニング禁止法案 (2003) | 人クローニング禁止法案 (2003) 胚研究法案 (2003) | 法案策定中 |
| NHMRC | Ethical Guidelines on Assisted Reproductive Technology (2004改訂) The National Statement on Ethical Conduct in Research Involving Humans (改訂作業中) | | | | | |

各州の略称の表記は、Vic(ヴィクトリア州)、WA(ウェスタンオーストラリア州)、NSW(ニューサウスウェールズ州)、Qld(クィーンズランド州)、SA(サウスオーストラリア州)、Tas(タスマニア州)とした。なお、準州および首都特別地域は省略した。

・まとめ

2002年の胚研究法、人クローニング禁止法は、連邦政府に生命倫理に関する規制の権限を新しく付与した。各州が連邦法に対応する州法を採択することを首脳同士の合意で事前

に決定する形式が生命倫理の分野でも見られるようになった。これは生命科学・生物医学領域の研究が産業化され、各州内での問題に留まらなくなったこと、そしてオーストラリアが国としての態度を明確にして他国との協議をはかる必要性がでてきたとも言える。一方、オーストラリアで現在進められている研究活性化政策と、そこで大きな比重を占める生物医学領域での研究の進行の将来を考えれば、これらはいずれ対峙しなければならない問題であったとも言える。

このように研究倫理に関する立法権が中央に回収される事態については、研究者自治への影響、研究倫理が研究の実践に当たって積極的に介入する名目になるかどうかに関する国内の懸念とも併せて、今後の推移を見守る必要があるだろう。

このように連邦主導での議論の展開にも問題がないわけではない。まず、一連の動きの中で COAG の役割、連邦と州政府間の立法協調は、国内で統一した基準を作るためとはいえ、混乱を招いている。胚研究法は、議会に依ることなく、破壊を伴う研究への胚の利用可能な時期設定についての権限が、実質的には、憲法による位置づけのない COAG に与えられたからである。COAG の情報公開は十分なものでなかったため、議会での議論に 2002 年 4 月の COAG での合意声明が先行する形になっていた。COAG のような連邦・州政府首脳間での協議での結果がトップダウン式に各立法府に提示され、連邦法の優越のもと、各州政府は、ある程度通過させることを前提とした法について議論しなければならなくなる。例えばこれまである州がさらに厳格な条件を規定していた場合でも、連邦法の成立によって頭ごなしにそれらが緩和されることにつながる場合もあるなど、既存の州法規定の地位を貶めることにもなりかねない。

胚の価値という側面に注目すれば、今回の立法措置は、胚が従来のように受精卵と胎児の間の段階を総体的に指すにとどまらず、その成長段階や異種要素との交雑など性質面をもとにして分類され、再定義される過程であったと言えるだろう。連邦政府の積極的な介入が、結果的には既存の州当局、研究施設との間に新たに人体の一部分の管理を分け合う状況を出現させた。胚はこれまでの各州での一元管理を離れて、余剰であるかないか、その胚は「キメラ胚」であるのか、「ハイブリッド胚」であるのか、などと色々に分類され、それぞれ連邦や州の当局で別々に管理される。国内での基準は統一されたが、国と州、各研究施設で役割が分担され、胚の判断基準がより細部に移行し、胚の一体性、胚の固有の価値という考えは採用されなくなった。これは「余剰胚」のみならず、「特定胚」として「ヒト胚核移植胚」「ヒト胚分割胚」「ヒト胚集合胚」など数ある行政用語を作り出し、それぞれについて許容可能性を吟味する日本の現在の状況にもあてはまる。人、そして人に由来する人体という存在を保護するという観点と、生物学的知見がさらに深まる中で人体各要素の分類や定義の細分化について、個人情報や研究倫理に関する各法規制を通した人体秩序の規制化の中でこれらの調和をどう図っていくのか、今後とも種々の角度から事例を蓄積して検討していくことが必要である。

追記

ここで、法施行後の状況を簡潔にまとめると以下ようになる。この間、政権交代はなく、支持母体にカトリック系信者を抱える Howard 保守政権は続き、この方面での研究を進めて国

内外からの投資を募りたい各州政府および研究界と、胚の操作に否定的な従来からの一般世論との間での苦しい綱渡りと妥協が探られることになる。

オーストラリアは 2004 年の国連での人クローニングをめぐる議論において、生殖補助医療目的、研究目的を問わず、すべてのクローニングに反対した。これは法改正によって研究目的でのクローニングの禁止が解除されることを予想していた者にとっては、意外な決断であった。深いつながりを持つイギリスや隣国とも言えるシンガポール、その他韓国などのアジア諸国の情報に刺激されて胚の利用への寛容論もある一方で、治療目的クローニングの研究利用への解禁については研究界内部からも慎重論が出ている。

NHMRC に設置された胚研究についてのライセンス委員会は半年毎に国内でのライセンス申請審査の結果や施設監査の結果などの報告を議会に提出している。2004 年にははじめて生殖補助医療で不要とされた胚の研究利用が NHMRC のライセンス委員会によって承認された。以後、胚の研究利用に関して、現在まで 5 施設 9 件のライセンスが交付されている。

本稿では 2002 年の立法の議論に注目して紹介したが、これらを背景にして 2006 年ごろから胚の研究利用をめぐる議論は再び行政、立法の場で大きな論点として浮上することになる。胚研究法、人クローニング禁止法に明記された定期的な再調査が 2005 年にはじまっているからである。

J. Bishop 高齢化担当大臣は 2005 年 6 月、元連邦裁の判事で国際法学者の J. Lockhart 氏を長とする再調査委員会の構成と、委員会に付託する事項について発表した。委員は 6 名であり、委員会の構成では選出された委員が特定の州に偏らないよう配慮されている。具体的に各コンサルテーションで提示された検討事項は以下のとおりである。

再調査についてこれらの法に定められた主な検討事項（人クローニング禁止法、胚研究法）

- ・生殖補助技術など技術面での進歩
- ・医学研究、科学研究の進展、治療への適用可能性
- ・世論の動向
- ・国立幹細胞バンクの設置の可能性
- ・関連する州・準州の立法作業の状況

全国立法協調との関係での以下の追加的な検討事項

- ・州法、準州法と胚研究法（連邦）との関係に関する検討
- ・州、準州の当局が生殖補助医療の規制において担うべき役割、その他オーストラリア不妊学会（生殖補助技術認可委員会を通して全国の生殖補助医療の認可制度を運用）など全国組織の役割に関する検討
- ・胚研究法にもとづく監視、遵守状況の監査の有効性の検討
- ・生殖補助医療では利用されなくなった胚の輸出、クローン胚に由来する物質の輸入に関する現在の税関規制の有効性、改正の必要性
- ・胚性幹細胞の輸出入の規制の可能性
- ・原価回収への影響
- ・オーストラリアの科学、経済活動への影響

単純に人口に比例する問題ではないが、日本の 20 数倍の国土に散在する辛うじて 2 千万前後の人口からの意見聴取について、オーストラリアではコンサルテーションの実施形式のあり方について苦心してきた経緯があり、最近ではインターネットを大胆に取り入れるようになった。今回も胚研究のコンサルテーションに特別のサイトを立ち上げ、過去の議論、コンサルテーションのあり方に関する指針、意見の寄せ方を説明しているほか、記名の、あるいは希望に応じて匿名の、各種意見を公開している。2005 年 11 月末現在で、公開コンサルテーション（市民）への反応は千余件、組織（政府系、学術系、宗教や患者組織）による反応は 80 数件、その他の意見や嘆願は 9 件であった。

その他、興味深い点として、コンサルテーションの事務局が外部化されていることであり（政府系、半官半民の組織による行事を運営する事務サービス会社が担当）、報告書の作成におい

ても外部コンサルタントを導入している点であり、日本のいわゆる「パブリック・コメント」とは形式面からしても大きく異なっている。再調査に関する最終報告は2005年12月に政府および議会両院に対して提出されたが、その内容は従来予想を越えて、胚の利用を飛躍的に押し進めるものであり、現在大きな話題となっている。この報告書で勧告された論点をめぐって、2006年は行政および立法の次元での公式な議論が展開されることになるが、この動向については次稿を期すこととする。

付章 オーストラリア・胚研究ライセンス委員会と審査体制の概観

ここでは人クローニング禁止法、胚研究法（2002）の概要について解説する。

1. 胚の定義

人クローニング禁止法では、いわゆる「生殖目的クローニング」「治療目的クローニング」を共に禁止しているが、これらの目的を達成するために、胚の利用の管理を通じてクローニングの禁止を実現しようとしている。人クローニング禁止法では「胚」は8週間以内のものをさしており、禁止されているキメラ胚やハイブリッド胚についても規定がある（第8条）。オーストラリアでの「ハイブリッド胚」には、日本での「融合胚」（クローン技術規制法での「ヒト性融合胚」、「動物性融合胚」）も含まれているようだ。

| | |
|-------------|---|
| 作成が禁止されている胚 | <p>人の卵と精子の間での受精の過程を経ないで作成された胚。</p> <p>特定の女性の妊娠以外の目的で作成された胚。</p> <p>複数の人間に由来する遺伝子物質からなる胚。</p> <p>女性の体外で胚を、成育の中断期間を除いて、14日以上にわたって成育させた胚。</p> <p>胚や人の胎児に由来する前駆細胞を利用して作成された胚。</p> <p>次世代に遺伝するような変化が加えられた(18条の意味における)人に由来する細胞を含んだ胚。</p> <p>女性の体内から収集目的で取り出された胚。</p> <p>キメラ胚、あるいはハイブリッド胚。</p> |
|-------------|---|

生殖補助技術（ART）に利用される胚はこれらの法律の対象外であり、研究利用が認められている胚はこれら「余剰」と判断された胚である（以下、原語のとおり「余剰 ART 胚」と訳す）。ART で利用される目的で作成された胚のうちで、女性とその配偶者との間で、今後必要ないとする決定が書式でされたものをさす。またここでの配偶者には、法的に婚姻関係になくとも、事実上の家庭状況を根拠にして、配偶者としての共に生活しているような人物を含む。

胚研究法では、胚の毀損を伴わないなどライセンスの必要がない場合を規定しているが、各州の州法において特別な規定がある場合はそれらの規定の遵守が必要となる。

ここで余剰とされなかった、ART に利用する胚はライセンス体系構想外のものとなる。もちろん ART に必要な胚を女性の体外で ART 以外の目的で利用することは違法行為である。各州の州法において特別な規定がある場合はそれらの規定の遵守がさらに必要となる。また近年の動きとして、ART についても全国での公的管理のハーモナイゼーションの動きが政府間レベルで提起されていることも、今後の動向を見定める上で注目する必要があるだろう¹⁵。

2. 胚研究に関するライセンス

ライセンス委員会

胚研究法により、胚研究に関してライセンスを交付する委員会（正式名称：「胚研究ライセンス交付委員会」）が NHMRC に設置された。NHMRC 法（1992）によって設置が義務付けられていた既存の全国保健医療倫理委員会などと並ぶ、新たな法定部門である。ライセンス委員会の主な機能はライセンスの交付と審査、データベースの運営のほか、胚研究法および人クローニング禁止法の遵守状況に関するモニタリング、連邦議会への定期報告および委託調査などがある。その任務の遂行のための、あるいは任務の遂行に関連して、後に詳述するような必要な手段の行使、有効な手段の行使の権利をもつこととなっている。

メンバーに関する利害相反の問題

他の評議会や主要委員会のメンバーと同様に利権開示に関する規定がある。NHMRC 法（1992）の 38 条（b）（vi）にもとづいた利権の開示規則が設定されているが、ライセンス委員会のメンバーについて独自の規則が胚研究法 13 条（4）にもとづいて設定されれば、それにしたがって利権を開示することになる。

ライセンス委員会のメンバー構成

NHMRC ライセンス委員会は下記のメンバー 9 人で構成される。担当大臣（高齢化問題担当大臣）がメンバーの任命を行う。原則として個々の本職とは別に任務に携わる非常勤であり、任期は 3 年だが適任であれば再任もある。委員長およびメンバーの任命には各州よりメンバーの推薦を取り付け、また実際の任命においても多数の州による賛意を取り付ける必要があること、メンバー構成が特定の州に偏らないようにすることを求めるなど、各州に配慮した構成となっている。なお、委員会のメンバーは 2003 年の 5 月に決定され、6 月より機能を開始することになっている。

3. 胚の提供に関する同意とその審査

同意

胚研究法の第 8 条および第 9 条にもとづいて、研究利用の申請対象となる胚は、生殖補助技術によって、女性の生殖補助技術（ART）での利用に供するために作成されたもののうち、作成対象の女性および胚の作成された時点における彼女の配偶者（存在する場合）によって、第 8 条（2）の規定に従って研究利用への同意を得た胚であることが必要である。そしてそのような同意については、NHMRC の関連する各ガイドラインの規定に従うことも重要な審査対象になる。

ライセンス審査

胚研究法第 20 条のもと、胚の研究利用を希望する者（ライセンス申請者）は所定の書式に則って、NHMRC ライセンス委員会に胚を利用する研究の認定ライセンスを申請する。申請は、法人や機関によってなされ、責任者の署名が必要になる。また、実際に作業に

あたる責任者に関する情報も掲載される。この申請書類には、計画中の研究プロジェクトに関するプロトコル、同意の書式、提供者に与える情報などが含まれることになっている。さらに実際に作業に入る前には、同意が得られたこと、もしあればその得られた同意に付帯する制約等について書式でライセンス委員会まで提出することが必要になる。申請書類はライセンス委員会に提出される前に、各機関の研究倫理審査を受けることが求められている。

審査項目（胚研究法第 21 条および第 24 条）

NHMRC のライセンス委員会は、下記の条件が満たされない限り、ライセンスを交付してはならない。

- ・ 同意の取得が適正に為されていること。
- ・ その同意に付帯する制限の遵守が保障されるようなプロトコルであること。
- ・ 申請されている余剰 ART 胚の利用が、胚に対して何らかの損傷を加えたり破壊を伴ったりする場合、2002 年の 4 月 5 日以前に作成された胚の利用のみ認められること。
- ・ 事前に「National Statement on Ethical Conduct in Research Involving Humans」（人を対象とした研究に関する包括的な NHMRC 指針、現在は 1999 年版が最新。）に従って構成され活動している、HREC（施設内審査委員会）によって審査され、承認を受けていること。

また、ライセンスを交付するかどうかの決定について、NHMRC ライセンス委員会は下記のことを考察すること。

- ・ 余剰 ART 胚は申請されている研究活動・プロジェクトの目標を達成するために必要な数量に制限すること。
- ・ その余剰 ART 胚の利用による結果によって、重要な知見や治療法技術の大きな進展などが見込まれること。それが他の方法では合理的には達成できないこと。
- ・ NHMRC 法にもとづいて NHMRC によって策定された関連ガイドラインや、この条項の目的にそった規則によるガイドラインの記述。
- ・ この申請に関する HREC による事前審査に関する書類。
- ・（もしあれば）規則によって定められた追加的事項。

ライセンス委員会は胚研究法第 21 条の項目に関して審査し、申請者やそのプロジェクトの審査と承認に当たった HREC、その余剰 ART 胚の利用が実施される州における州関連部局に対して書面で結果を通知する（図中の「ライセンス容認に関する決定」と同時に、それがライセンスの交付を決定するものであれば、申請者へライセンスを交付することに加えて、ライセンスの副本を HREC および州関連部局に渡すこととなっている。

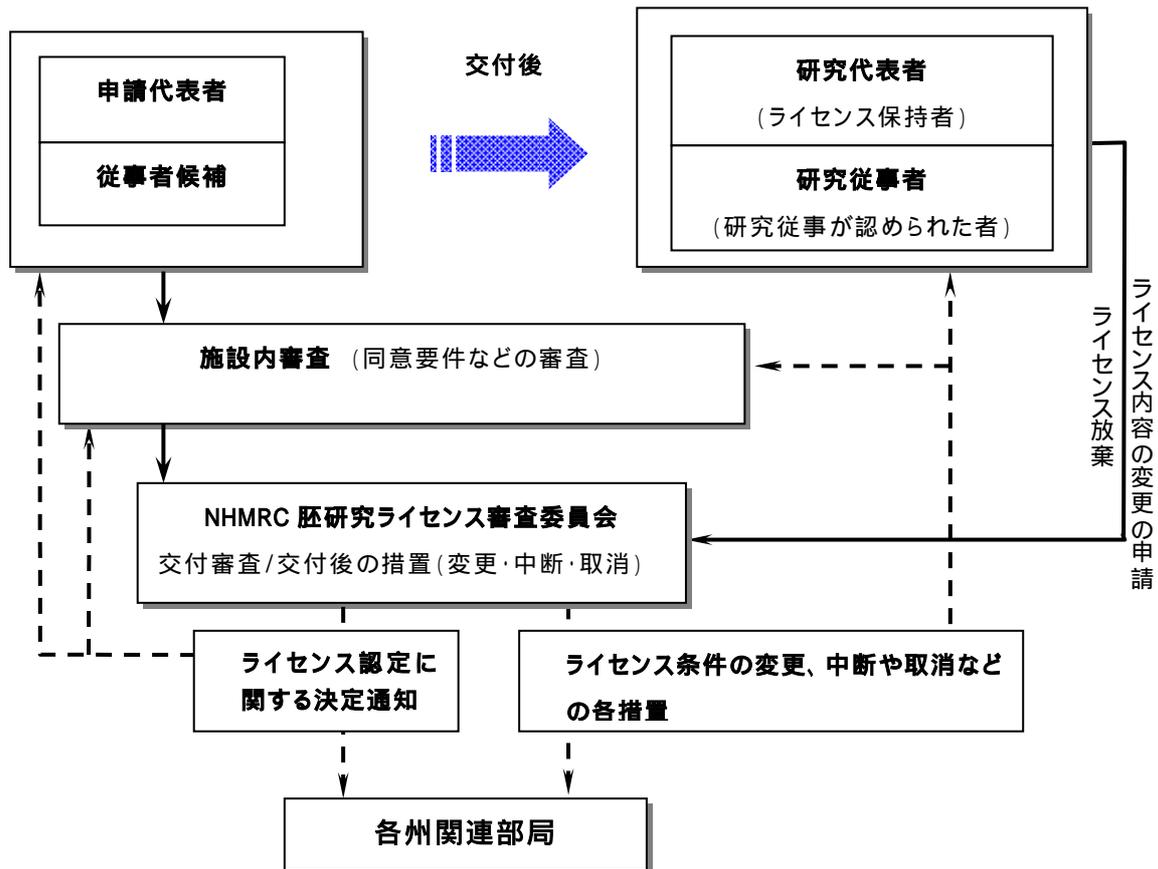
ライセンスによって許可された件に関して余剰 ART 胚が利用される前に、ライセンスには遵守すべき以下の条件が付帯し、(b)(c)については、ライセンスの交付を受けてから、実際に研究に取り掛かる前にライセンス委員会に書式で報告することが必要となる。

(a) 余剰 ART 胚について責任ある者はその利用について適切な形で同意をしているこ

とが必要である。同意の取得については、この法律での規定のほか、既存の NHMRC のステートメントやガイドラインにも従うこと。

(b) ライセンス保持者は、同意が上記のように取得され、その同意の取得時に付帯したその他の制約について、書式で NHMRC ライセンス委員会に報告すること。

(c) ライセンスによって余剰 ART 胚に損傷を加えたり、破壊させたりすることが許可されている場合、ライセンス保持者はそれらの胚が 2002 年 4 月 5 日以前に作成されたものであることを書式で報告せねばならない。



各研究者は所属する研究機関の HREC による倫理審査を経て NHMRC のライセンス委員会に研究の実施に関する申請をする。ライセンスが認定されればライセンス委員会は研究者と各州の関連部局および審査に当たった HREC に通知をする。ライセンス委員会によって既に認可した研究に関するライセンス条件の変更やライセンス期間の中断、取消などの措置がとられた場合、ライセンス委員会は同じく各州の関連部局と HREC に対して報告をすることになる。また研究実施者がライセンス内容の変更の申請やライセンス放棄をする時にはライセンス委員会に届け出ることが必要になる。

ライセンスの取消、中断

ライセンス委員会は、ライセンス保持者が胚研究法あるいは人クローニング禁止法 (2002) での違反行為をはたらいた場合、書式でライセンス保持者に通知して、ライセンス保持者によるライセンスを取り消すことができる。また、ライセンスの条件に違反し

ているとする合理的な根拠があれば、書式でライセンス保持者に通知して、同様にライセンスの中断や取消をすることができる。ライセンス委員会が、ライセンスを変更したり、効力を中断したり、取消をした場合には、委員会はライセンス保持者および HREC と関連する州部局に対して、通知をする。

また、ライセンス保持者は、NHMRC ライセンス委員会に書式でライセンスの放棄を届け出ることができ、この際もライセンス委員会は、ライセンス保持者、HREC および関連する州部局に通知する。

4. 査察官によるモニタリング（胚研究法第 3 章）

NHMRC ライセンス委員会の委員長は、文書によって、モニタリングに当たる査察官を任命することができる。このモニタリングは人クローニング禁止法にも対応して実施される。任命される査察官は、連邦機関に所属する者であっても州に所属する者でもよい。これらの査察官はライセンス委員会委員長による規定の ID カードの交付を受け、委員長の指示を遵守して活動する。査察官は任務に当たる際にはこの ID カードを常時携帯することが求められており、任期が終われば速やかに返却することが罰則規定付きで定められている。

査察官には、胚研究法およびこれにもとづく規則の遵守状況を調査するための権限をもつこととし、具体的には第 36 条、第 37 条のような権限をもっている。使用されている胚のみならず、機器に保存されている情報も査察の対象になる。

一方で、あくまで査察の対象はライセンスにより許可された活動に関するものであり、査察対象とした施設の占有者が立ち入り検査を拒否した場合や、調査の時間帯が合理的なものでない場合には査察官は調査することが出来ない。また、モニタリング時に査察官が装置等を操作する際に発生した損害の賠償についての規定が第 40 条にある。

5. ライセンス委員会の活動報告

年次活動報告書

NHMRC ライセンス委員会は、他の NHMRC の主要委員会と同様、議会に提出するための保健相の年次活動報告書の内容に関連して、担当大臣に対して年次報告書を提出する必要がある。胚研究法では、NHMRC 法（1992）第 83 条で要件となっている年次報告書については、規定のある項目の記述に加えて、NHMRC ライセンス委員会の運営に関する詳細な記述も盛り込み、NHMRC に対してその詳細な運営状況を書式で報告することとなっている。

議会への報告書

NHMRC ライセンス委員会は両院に対して半年毎に、委員会の運営と交付されたライセンスについての報告書を提出することが求められている。また、随時、委員会の任務に関わる問題についての報告書を作成し、議会の上院あるいは下院に提出することができる。NHMRC ライセンス委員会は報告書の提出に際して、担当大臣および各州に対して報告書

の副本を提出することになっている。

6. 罰則

最長で禁固 15 年

- ・人クローン胚の作成に関する違法行為
- ・人や動物の体内への人クローン胚の移植に関する違法行為
- ・人クローン胚の輸出入に関する違法行為

最長で禁固 10 年

- ・受精以外の方法による胚の作成・成育に関する違法行為
- ・女性の妊娠以外の目的での胚の作成に関する違法行為
- ・三人以上の個人に由来する遺伝子物質の導入に関する違法行為
- ・体外で 14 日以上胚を成育すること
- ・前駆細胞を利用した胚作成および成育に関する違法行為
- ・次世代に遺伝する改変をゲノムに加える行為
- ・女性の体内から収集目的で胚を取り出す行為
- ・キメラ胚、ハイブリッド胚の作成に関する違法行為
- ・胚の移植に関する違法行為
- ・作成が禁止されている胚の輸出入、女性の体内への移植行為
- ・人由来の卵、精子、胚の産業目的での取引に関する違法行為

最長で禁固 5 年

- ・ART 余剰胚の利用に関連する規定への違反
- ・ART 余剰胚以外の胚の利用
- ・ライセンス条件の不履行

7. 財政規模

人クローニング禁止法および胚研究法での規定を実現するために必要なコストは一年あたり 300 万（～600 万）ドルと見積もられていた。これにはライセンス委員会の設置に要する経費、データベースの設置やモニタリングの費用などが含まれている。これらの費用はライセンスの申請者数によって変動し得るが、上記のコストは一年あたり 120 件の申請を見込んで算出されているとする説明が為されていた。最終的には、2003 年 5 月のライセンス委員会の立ち上げに当たって、これらを上回る 660 万ドルの NHMRC に対する補正の連邦予算が組まれた。

注

- 1 本稿での胚の「損壊」「毀損」とは利用目的で構成物質を抽出する目的で胚を破壊することを言う。接合子の段階については特に考慮しない。
- 2 リチャード・カレン（小川富之訳）「オーストラリアの連邦制度」, 廣島法学, 17-4, 401 頁, 1994.
- 3 Anonimity, 'Biotech Battle: Queensland vs Victoria', NewScientist, 10 August: 54, 2002.
- 4 上院『胚研究法案 2002 の説明書 (Explanatory Memorandum)』, 25 頁, 2002.
- 5 井上悠輔「諸外国における国家生命倫理委員会の現状」(オーストラリア), 『平成 15 年度環境対応技術開発等 (バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する研究) に関する報告書』, 155-179 頁。財団法人バイオインダストリー協会、2004.
- 6 NBCC は多様なバックグラウンドの出身者からなり、生殖技術について、全国で一貫したかたちでのアプローチを探る任務を負っていた。しかし上院委員会の勧告とは裏腹に、行政上の執行権はほとんど無く、助言機能と報告書を作成する機能のみを有する組織であった。NBCC は活動期間中に多くの報告書を作成したが、報告書での中絶や代理母などの記述をめぐって州政府からの反発を浴び、1990 年の半ばに活動が休止された。後に国家保健医療倫理委員会構想に吸収される。
- 7 Anonimity, 'Research leadership at stake', NewScientist, 51 頁, 30 March 2002.
- 8 連邦保健省 (Michael Wooldridge) の声明 'National Framework Agreed to Prevent the Exploitation of Human Cloning' 2000 年 6 月 31 日。
- 9 アレックス・ガードナー (小川富之訳) 「オーストラリア憲法制度の最近の動向」 廣島法学 18-1 261-277 頁 1994.
- 10 Ian Lowe, 'Stem cell circus', NewScientist. July 6 59 頁 2002
- 11 Howard 連邦首相記者会見, 連邦首相官邸, 2002 年 4 月 4 日.
(<http://www.pm.gov.au/news/interviews/2002/interview1584.htm>)
- 12 上院『胚研究法案 2002 の説明書 (Explanatory Memorandum)』, 26-27 頁, 2002.
- 13 Council of Australian Governments, Communique, 5 April 2002.
- 14 Richard Egan, 'Embryo battle was worth the fight', Newsweek, 2003 年 1 月 11 日.
(http://www.newsweekly.com.au/articles/2003jan11_em.html)
- 15 2001 年の COAG では、生殖補助医療および生殖医療関連の技術一般について、連邦および各州政府が法規の面で協調することで同意している。現状としては、各州が個別に州法で対応している以外に、特定の学会が NHMRC ガイドラインを取り入れて、これらの技術の実施施設を認定する方式が取られている。